

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月10日

【四半期会計期間】 第61期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 株式会社バローホールディングス

【英訳名】 VALOR HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 田代 正美

【本店の所在の場所】 岐阜県恵那市大井町180番地の1  
同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

【電話番号】 —

【事務連絡者氏名】 —

【最寄りの連絡場所】 岐阜県可児市広見北反田1957番地の2

【電話番号】 (0574) 60-0861(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長兼情報システム部長 志津 幸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第2四半期 連結累計期間	第61期 第2四半期 連結累計期間	第60期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
営業収益 (百万円)	256,211	270,511	520,530
経常利益 (百万円)	8,403	7,455	16,762
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	5,663	4,683	10,522
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,618	4,663	10,558
純資産額 (百万円)	103,729	111,438	107,727
総資産額 (百万円)	267,258	281,895	269,488
1株当たり四半期(当期)純 利益金額 (円)	110.79	91.59	205.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	110.73	91.54	205.71
自己資本比率 (%)	38.6	39.2	39.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	10,894	15,766	22,270
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△8,271	△12,169	△21,569
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△398	△590	△3,168
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	19,162	17,632	14,659

回次	第60期 第2四半期 連結会計期間	第61期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	41.13	35.73

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。  
 2. 営業収益は、売上高と営業収入の合計です。なお、営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出の持ち直しを背景に緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費が伸び悩むなど、力強さを欠く展開となりました。小売業界におきましては、オーバーストアや業態を超えた競争の激化、人員不足感の高まり等を受け、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、中期3ヵ年経営計画の最終年度を迎えた当社グループは、スーパー・マーケットの既存店強化やインフラの効率的活用を図る「構造改革の推進」、ドラッグストア及びホームセンター事業の業容拡大を目指す「成長ドライバーの育成」、事業会社の成長とガバナンス強化を促す「組織基盤の強化」に取り組んでまいりました。平成29年2月に導入を開始し、主要業態に展開を拡大したプリペイド式電子マネー「Lu Vit（ルビット）カード」は、会員数や利用率が計画を上回るペースで推移するなど、好調な滑り出しどなりました。一方、主要事業の収益改善の柱である「競争力あるフォーマットの確立」については、ドラッグストア及びホームセンター事業が堅調に進捗したのに対し、スーパー・マーケット事業では店舗改裝を進めたものの、収益構造を変えるまでには至らず、ドミニант・エリアを中心に競争の影響を受けるなど、進捗に遅れが見られました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は前年同四半期比5.6%増の2,705億11百万円となりました。営業利益は前年同四半期比12.5%減の67億84百万円に、経常利益は前年同四半期比11.3%減の74億55百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同四半期比17.3%減の46億83百万円となりました。なお、グループ全体の店舗数は当第2四半期末現在で778店舗となっております。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

#### <スーパー・マーケット（SM）事業>

SM事業の営業収益は1,716億23百万円（前年同四半期比3.8%増）、営業利益は39億33百万円（前年同四半期比20.2%減）となりました。同事業においては、「フロント」にあたる店舗競争力の強化や商品力の向上に取り組みました。既存店の強化を課題とするSMバローは、生鮮強化の方針を踏襲しつつ、旗艦店としての役割を担い、地域最大シェアを獲得しうる条件が揃った店舗の挺入れと、その他店舗の抜本的見直しに区分し、17店舗で改裝を行いました。「SMバロー茜部南店」（岐阜県岐阜市）では、競争力あるフォーマットとして志向する「カテゴリーキラー」への転換を目指し、青果部門より魅力あるカテゴリーを連続的に配置しました。一方、「SMバロー根本店」（岐阜県多治見市）では、ドミニант・エリアで補完的役割を担う店舗として特徴を際立たせ、旗艦店とともに地域シェアを拡大するため、鮮魚部門を圧縮し、青果・精肉売場を大幅に拡張しております。

インフラを活用した商品開発や店舗における商品育成にも取り組み、調理方法を見直した焼き鳥、焼きそば・たこ焼き等の単品を集中的に販売する計画を遂行した結果、販売金額の伸張だけでなく、製造段階における利益改善にも繋がりました。また、商品力の向上を目的として、平成29年3月に開設した惣菜専門店「デリカキッチンK I T T E名古屋店」（愛知県名古屋市中村区）に続き、9月に「デリカキッチン近鉄パッセ店」（同）を開設いたしました。

店舗につきましては、平成29年4月に移転新設した「SMバロー北寺島店」（静岡県浜松市中区）を含む5店舗を開設し、当第2四半期末現在のSM店舗数はグループ合計280店舗となりました。前期に子会社化した株式会社公正屋の寄与や惣菜の製造・販売事業の伸張により、事業全体で増収となりました。インフラの効率改善は引き続き進展したもの、SMバローの既存店売上高が前年同四半期比で2.1%減少となり、増加した人件費や新店・改装費用等を吸収できず、事業全体で減益となりました。

#### <ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業の営業収益は581億20百万円（前年同四半期比10.2%増）、営業利益は13億84百万円（前年同四半期比6.9%増）となりました。店舗競争力の強化に向けて、15店舗で改装を行ったほか、愛知県・岐阜県を中心に13店舗を新設するなど、高水準の出店を続け、当第2四半期末現在の店舗数は350店舗となりました。同事業では、専門性の強化とともに、利便性向上による集客拡大を図るため、平成29年6月に改装した「V・drug城山店」（愛知県尾張旭市）、8月に新設した「V・drug安城今池店」（愛知県安城市）に、中部フーズ株式会社が店内製造・販売業務を担う惣菜売場を導入しました。また、9月新設の「V・drug岐阜県庁西店」（岐阜県岐阜市）へは惣菜売場に加え、株式会社タチヤが運営する青果・精肉売場を設置しました。一方、「V・drug長久手南店」（愛知県長久手市）、「V・drug可児川合店」（岐阜県可児市）では、オペレーションの効率化を図るため、改装を機に販促策をEDLP（エブリデイ・ロー・プライス）に変更し、自動発注の拡大や機能が重複する商品を約3割絞るなどして、商品管理に係る作業量を大幅に削減しております。

同事業においては、食品や調剤部門が好調に推移したほか、医薬品や化粧品の販売にも堅調な動きが見られ、中部薬品株式会社の既存店売上高は前年同四半期比で4.3%増加しました。前期から当期にかけて開設した店舗も寄与したほか、主要部門の伸張が売上総利益率の改善に繋がり、増収増益を確保いたしました。

#### <ホームセンター(HC)事業>

HC事業の営業収益は271億78百万円（前年同四半期比9.3%増）、営業利益は13億79百万円（前年同四半期比7.5%増）となりました。同事業では、建築資材や農業資材等を拡充して専門性を追求するとともに、「地域一番店」を目指して、自動車タイヤ交換やペットなど、「暮らし」を支えるカテゴリーを強化しました。平成29年4月、静岡県初進出となる「HCバロー浜松浜北店」（静岡県浜松市浜北区）を開設し、当第2四半期末現在の店舗数は36店舗となりました。同店の商圈特性から、アウトドア・レジャー用品を強化カテゴリーとして設定し、新店で取り入れた品揃え・展開手法を他店舗へも移植しました。また、自動車タイヤの取付け・保管サービス「タイヤ市場」は、改装した「HCバロー久居インター店」（三重県津市）、「HCバロー小牧岩崎店」（愛知県小牧市）への設置を含む計10店舗に拡大しております。

同事業においては、建築資材や農業資材・園芸に加え、タイヤ交換・ペット等の強化部門も好調に推移し、HCバローの既存店売上高は前年同四半期比で3.4%増加しました。前期から当期に開設した店舗も寄与したほか、主要部門の売上総利益率の改善も進み、増収増益となりました。

#### <スポーツクラブ事業>

スポーツクラブ事業の営業収益は55億71百万円（前年同四半期比7.9%増）、営業利益は3億41百万円（前年同四半期比2.6%増）となりました。同事業につきましては、低投資かつ月会費を抑えたフィットネスジム「Will\_G（ウィルジー）」の出店を加速するとともに、フランチャイズ（FC）運営にも本格参入し、「アクトスWill\_Gカリブ梅島」（東京都足立区）など計12店舗を新設（うちFC運営は1店舗）、1店舗を閉鎖したほか、既存1店舗をFC運営へ転換し、当第2四半期末現在の店舗数は86店舗（うちFC運営は4店舗）となりました。新設の3店舗では現金を扱わない「キャッシュレス」方式の運営に取り組むなど、フロント業務の更なる簡素化を図っております。同事業は、会員数の増加やスタッフがサポートするストレッ칭等の有料プログラムの伸張により、増収増益を確保しました。

#### <流通関連事業>

流通関連事業の営業収益は48億44百万円（前年同四半期比0.6%減）、営業利益は20億39百万円（前年同四半期比6.2%増）となりました。流通事業に関連するその他のグループ企業では、経費削減や環境負荷低減に繋がる設備導入を進めるとともに、流通事業の規模拡大に的確に対応するためのインフラの改善やサービスレベルの維持向上に努めました。

#### <その他の事業>

その他の事業の営業収益は31億73百万円（前年同四半期比1.2%増）、営業利益は3億93百万円（前年同四半期比4.5%減）となりました。その他の事業には、ペットショップ事業、衣料品等の販売業及び保険代理店等が含まれております。ペットショップ事業においては、ペットの美と健康をサポートする新たな業態として、平成29年4月に「ペットフォレスト+C（プラスシー）町田金森店」（東京都町田市）、「同 センター南店」（神奈川県横浜市都筑区）を開設し、当第2四半期末現在の店舗数は21店舗となりました。

組織基盤の強化につきましては、労務コンプライアンスの徹底を図るとともに、「働きやすい会社」の実現に向けて、平成29年7月、当社を含むグループ企業4社に勤務する社員（管理職を除く）を対象に、「勤務地選択制度」を導入いたしました。また、多様な人材の活躍支援の一環として、同9月、当社可児事務所（岐阜県可児市）に企業内保育所「スマイルネストバロー広見保育園」を併設しております。

#### (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ124億6百万円増加し、2,818億95百万円となりました。これは主に現金及び預金30億58百万円、棚卸資産10億57百万円及び有形固定資産64億73百万円の増加によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ86億96百万円増加し、1,704億57百万円となりました。これは主に、買掛金25億88百万円及び未払金・未払費用27億49百万円の増加によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ37億10百万円増加し、1,114億38百万円となり、自己資本比率は39.2%となりました。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ29億72百万円増加し、176億32百万円（前年同四半期比8.0%減）となりました。これはフリーキャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの）が35億97百万円の収入となったこと及び財務活動によるキャッシュ・フローが5億90百万円の支出となったことによるものであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、前年同四半期に比べ48億72百万円増加し157億66百万円（前年同四半期比44.7%増）となりました。これは主に、たな卸資産の増加9億37百万円及び法人税等の支払いが32億32百万円の支出があったものの、税金等調整前四半期純利益が73億49百万円及び減価償却費66億65百万円の計上によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ38億97百万円増加し121億69百万円（前年同四半期比47.1%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出103億67百万円及び差入保証金の差入による支出14億96百万円の支出によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は前年同四半期に比べ1億92百万円増加し5億90百万円（前年同四半期比48.2%増）となりました。これは主に、長期借入による収入105億83百万円があったものの、長期借入金の返済による支出93億1百万円及び配当金の支払い10億73百万円によるものであります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

##### 会社の支配に関する基本方針

###### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社グループとしての企業価値の源泉、及び当社グループが保有する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為であっても、当社の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを否定するものではありません。当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきものであると認識しております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社への大量買付行為において、その目的から見て企業価値の向上及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えており、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

###### II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

###### (1) 企業価値の源泉

当社グループは、昭和33年岐阜県恵那市に「株式会社主婦の店」として設立された、セルフサービスを採用したスーパーマーケット1号店である「恵那店」をその起源としております。

その後、スーパーマーケット事業の他にドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業をチエーン展開するとともに、効率的な流通網の構築に向けて製造・加工業、卸売業、物流業に着手し、店舗運営を支える設備メンテナンス業や資材卸売業等を傘下に持つグループ企業として成長を続けて参りました。

このように各種の事業を展開しております当社グループの企業価値創造の源泉は、以下の3点であると考えております。

- ①チェーンストア経営に基づくオペレーションの単純化・標準化
- ②事業の多角化とそのノウハウの共有によるシナジー効果
- ③製造小売業への進化

その中でも特に、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築を目指し、「事業規模の拡大」、「製造小売業への進化」、「現場力の強化」を「3つの歯車」とする経営戦略を体系化しており、今後もこれらの歯車をバランスよく組み合わせ、そのスピードを加速することにより、中長期的な企業価値の向上を図って参ります。

###### (2) 中期経営計画に基づく取組み

また、当社グループは、平成30年3月期を最終年度とする「バローグループ中期3ヵ年経営計画」の実現に取り組んでおります。経営戦略にもある「3つの歯車」を柱に、経営効率の改善を図るとともに、次なる成長への基盤を確立します。また、この中期経営計画の遂行を通じ、お客様、お取引先様、株主の皆様等の多様なステークホルダーとの新たな関係性構築を目指しております。なお、その概要是以下のとおりであります。

###### ①基本方針

「経営効率の改善と次なる成長への基盤確立」

## ②重点施策

中核となるスーパーマーケット事業につきましては、商品構成の改善や既存店の改装により、既存店の競争力を向上し、収益性の改善を図ります。また、近年整備してきたインフラの稼動率を高めるとともに、商品力の向上や店舗業務の効率化に取り組みます。さらに、次なる成長に向けて、ドラッグストア事業やホームセンター事業を牽引事業と位置づけ、業容の拡大を図るとともに、平成27年10月1日付で持株会社体制へ移行し、事業会社の成長と、持株会社によるガバナンス強化を促す新たな組織基盤を構築いたします。

## ③配当方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、連結配当性向25%を中長期的目標としております。

なお、この中期経営計画の期間終了後については、改めて新たな中期経営計画を策定し、公表する予定であります。

### (3) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、平成27年6月より適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、その対応状況等の内容を記載した「コーポレートガバナンス報告書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また当社は、平成27年6月開催の当社第58期定時株主総会の承認を得て、同年10月より持株会社体制へ移行しました。これにより、当社が当社グループの戦略機能を担い、経営資源の最適配分により企業価値の最大化を図るとともに、事業会社の業務執行に対する監督機能を担うことでガバナンスの強化を推進する体制としました。また、持株会社と事業会社の組織体制を見直すとともに、責任と権限を明確化し、業務執行の迅速化と監督機能の強化を図っております。なお、業務執行の迅速化に向けては「グループ経営執行会議」を設置し、事業会社の投資案件等の決裁を行うとともに、各事業会社の経営課題等を共有しております。

平成28年には、同年6月開催の当社第59期定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行し、更にガバナンスの強化を図る体制としました。

当社取締役会は、持株会社の業務執行及び事業会社の業務執行を行う監査等委員でない取締役10名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の計14名で構成されております。なお社外取締役3名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役2名と社外取締役2名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保しております。

## III. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することが必要と考えております。

当社は、上記の理由により、平成29年6月29日開催の当社第60期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）への更新について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、平成20年6月26日開催の当社第51期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入し、同対応方針は平成26年6月26日開催の当社第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、有効期間を平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとして更新されており（以下「旧プラン」といいます。）、本プランは、旧プランの有効期間の満了に伴い、所要の修正を加えたうえで更新されたものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.valorholdings.co.jp/>）で公表している平成29年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

#### (1) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社取締役会の代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

#### (2) 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、本プランにおいて定められた手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

#### (3) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

#### (4) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から情報を受領した事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします

### IV. 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
3. 株主意思を重視するものであること
4. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
5. 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,661,699	52,661,699	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	52,661,699	52,661,699	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成29年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年9月30日	—	52,661	—	11,916	—	12,670

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	2,542	4.82
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	2,536	4.81
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	岐阜県多治見市大針町661番地の1	2,400	4.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,847	3.50
田代正美	岐阜県可児市	1,571	2.98
CBNY-ORBIS SICAV(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	31, Z. A. BOURMICH, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG(東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,554	2.95
伊藤友子	岐阜県恵那市	1,360	2.58
株式会社子雲社	岐阜県恵那市大井町293番地の10	1,326	2.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,256	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番地3号	1,161	2.20
計	—	17,557	33.33

- (注) 1. 所有株式数の千株未満の株数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合の小数点第3位以下は、切り捨てて表示しております。  
 2. 上記のほか、当社保有の自己株式1,523千株(2.89%)があります。  
 3. 大株主の伊藤友子氏は、平成29年10月に逝去されましたが、平成29年9月30日現在における株主名簿上の名義で記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,523,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,088,400	510,884	—
単元未満株式	普通株式 49,799	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,661,699	—	—
総株主の議決権	—	510,884	—

- (注) 「完全議決権株式(自己株式等)」には、役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式88,000株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社パローホ ールディングス	岐阜県恵那市大井 町180番地の1	1,435,500	88,000	1,523,500	2.89
計	—	1,435,500	88,000	1,523,500	2.89

(注) 他人名義で所有している理由等

役員向け株式報酬制度の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）が88,000株を保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

### (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,818	17,876
受取手形及び売掛金	7,241	※2 8,141
商品及び製品	33,911	34,911
原材料及び貯蔵品	507	565
その他	12,574	11,613
貸倒引当金	△7	△7
流動資産合計	69,045	73,101
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	95,485	99,220
土地	38,556	38,642
その他（純額）	21,655	24,307
有形固定資産合計	155,697	162,170
無形固定資産		
のれん	751	741
その他	7,650	8,112
無形固定資産合計	8,402	8,854
投資その他の資産		
差入保証金	25,830	27,098
その他	10,732	10,893
貸倒引当金	△219	△222
投資その他の資産合計	36,343	37,769
固定資産合計	200,443	208,794
資産合計	269,488	281,895

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	36,718	39,306
短期借入金	34,632	32,184
未払法人税等	2,951	2,718
賞与引当金	2,531	2,692
引当金	1,018	1,065
資産除去債務	3	50
その他	17,165	20,795
<b>流動負債合計</b>	<b>95,020</b>	<b>98,812</b>
<b>固定負債</b>		
社債	10,060	10,040
長期借入金	31,512	35,460
引当金	868	456
退職給付に係る負債	3,049	3,394
資産除去債務	5,625	5,869
その他	15,624	16,424
<b>固定負債合計</b>	<b>66,740</b>	<b>71,644</b>
<b>負債合計</b>	<b>161,761</b>	<b>170,457</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	11,916	11,916
資本剰余金	12,722	12,799
利益剰余金	84,442	88,051
自己株式	△2,558	△2,624
<b>株主資本合計</b>	<b>106,522</b>	<b>110,144</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	364	432
繰延ヘッジ損益	—	6
為替換算調整勘定	139	149
退職給付に係る調整累計額	30	△99
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>534</b>	<b>489</b>
<b>新株予約権</b>	<b>96</b>	<b>116</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>573</b>	<b>688</b>
<b>純資産合計</b>	<b>107,727</b>	<b>111,438</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>269,488</b>	<b>281,895</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	247,178	260,770
売上原価	186,008	196,067
売上総利益	61,169	64,702
営業収入	9,033	9,741
営業総利益	70,202	74,444
販売費及び一般管理費	※1 62,450	※1 67,659
営業利益	7,752	6,784
営業外収益		
受取利息	65	55
受取配当金	24	10
持分法による投資利益	97	—
受取事務手数料	462	499
受取賃貸料	318	337
その他	645	535
営業外収益合計	1,614	1,438
営業外費用		
支払利息	367	346
持分法による投資損失	—	27
不動産賃貸原価	251	245
その他	344	147
営業外費用合計	963	767
経常利益	8,403	7,455
特別利益		
固定資産売却益	12	5
店舗譲渡益	—	122
違約金収入	8	24
補助金収入	2	55
その他	0	13
特別利益合計	23	220
特別損失		
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	49	48
減損損失	4	61
店舗閉鎖損失	7	99
その他	94	116
特別損失合計	156	325
税金等調整前四半期純利益	8,270	7,349
法人税、住民税及び事業税	2,999	2,740
法人税等調整額	△367	△78
法人税等合計	2,631	2,661
四半期純利益	5,638	4,688
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△24	4
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,663	4,683

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
四半期純利益	5,638	4,688
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△80	79
繰延ヘッジ損益	6	6
為替換算調整勘定	52	19
退職給付に係る調整額	1	△130
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	0
その他の包括利益合計	△20	△24
四半期包括利益	5,618	4,663
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,603	4,638
非支配株主に係る四半期包括利益	15	25

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	8,270	7,349
減価償却費	6,191	6,665
減損損失	4	61
のれん償却額	78	87
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△58	0
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	125	156
受取利息及び受取配当金	△81	△66
支払利息	367	346
持分法による投資損益（△は益）	△97	27
固定資産除却損	49	48
売上債権の増減額（△は増加）	△665	△816
たな卸資産の増減額（△は増加）	△2,324	△937
仕入債務の増減額（△は減少）	1,802	2,524
その他	1,053	3,871
小計	14,715	19,318
利息及び配当金の受取額	29	16
利息の支払額	△351	△335
法人税等の支払額	△3,499	△3,232
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,894	15,766
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△7,439	△10,367
無形固定資産の取得による支出	△413	△751
差入保証金の差入による支出	△753	△1,496
差入保証金の回収による収入	502	324
預り保証金の受入による収入	181	306
預り保証金の返還による支出	△123	△168
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△438	△176
その他	213	160
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,271	△12,169
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△16	△56
長期借入れによる収入	5,670	10,583
長期借入金の返済による支出	△7,364	△9,301
社債の発行による収入	9,947	—
社債の償還による支出	△7,000	△20
配当金の支払額	△971	△1,073
非支配株主からの払込みによる収入	—	60
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△17	—
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	—	34
その他	△647	△817
財務活動によるキャッシュ・フロー	△398	△590
現金及び現金同等物に係る換算差額	△165	△33
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,058	2,972
現金及び現金同等物の期首残高	17,103	14,659
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 19,162	※1 17,632

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
--

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社パローエージェンシー及び新たに株式を取得した本田水産株式会社を連結の範囲に含めております。

当第2四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社パローマックス及び新たに株式を取得した古屋産業株式会社を連結の範囲に含めております。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
--

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社の役員退職慰労金制度につきましては、従来、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、平成29年5月9日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打切り支給について承認可決されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払分530百万円を「長期未払金」として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、一部の連結子会社については引き続き、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を固定負債の「引当金」として計上しております。

(役員向け株式交付信託の導入)

当社は、平成29年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、平成29年8月24日より、当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が信託を通じて各取締役に対して交付されるという株式報酬制度です。また、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。なお、当初設定する本制度の対象期間は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成34年3月末日で終了する事業年度までの5年間です。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当第2四半期連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、223百万円、88,000株です。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金及び金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)	
福井西部商業開発協同組合 (連帯保証人16名)	362百万円	福井西部商業開発協同組合 (連帯保証人11名)	362百万円
協同組合松岡ショッピングセンター (連帯保証人5名)	19百万円	協同組合松岡ショッピングセンター (連帯保証人4名)	19百万円
計	381百万円	計	381百万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形	—百万円	1百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
広告宣伝費	3,072百万円	3,368百万円
ポイント引当金繰入額	927百万円	1,139百万円
給与及び手当	24,480百万円	26,049百万円
賞与引当金繰入額	2,306百万円	2,450百万円
退職給付費用	296百万円	339百万円
賃借料	10,405百万円	11,297百万円
減価償却費	5,551百万円	5,996百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	19,401百万円	17,876百万円
預け入れる期間が3カ月を超える定期預金等	△239百万円	△244百万円
現金及び現金同等物	19,162百万円	17,632百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月9日 取締役会決議	普通株式	971	19.00	平成28年3月31日	平成28年6月14日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月4日 取締役会決議	普通株式	971	19.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月9日 取締役会決議	普通株式	1,073	21.00	平成29年3月31日	平成29年6月13日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月7日 取締役会決議	普通株式	1,075	21.00	平成29年9月30日	平成29年12月5日	利益剰余金

(注) 平成29年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	スーパー マーケッ ト(SM) 事業	ドラッグ ストア事 業	ホームセ ンター(H C)事業	スポーツ クラブ事 業	流通関連 事業	計		
営業収益								
外部顧客への営業収益	165,408	52,753	24,874	5,164	4,875	253,076	3,135	256,211
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	1,929	35	259	0	15,216	17,441	687	18,129
計	167,338	52,788	25,134	5,165	20,091	270,518	3,822	274,341
セグメント利益	4,931	1,294	1,282	332	1,921	9,762	412	10,175

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットショップの営業、衣料品等の販売業及び保険代理業等であります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容  
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	9,762
「その他」の区分の利益	412
セグメント間取引消去	△2,155
全社費用等(注)	△267
四半期連結損益計算書の営業利益	7,752

(注) 全社費用等は、主に関係会社からの配当収入及び報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
(のれんの金額の重要な変動)

当第2四半期連結累計期間において「スーパー・マーケット(SM)事業」セグメントでは、株式会社公正屋の全ての株式を取得し、連結子会社としております。なお、当該事象によるのれんの増加額は573百万円であります。

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	スーパー マーケッ ト(SM) 事業	ドラッグ ストア事 業	ホームセ ンター(H C)事業	スポーツ クラブ事 業	流通関連 事業	計		
営業収益								
外部顧客への営業収益	171,623	58,120	27,178	5,571	4,844	267,338	3,173	270,511
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	2,350	44	233	0	16,546	19,176	889	20,065
計	173,974	58,165	27,411	5,572	21,391	286,514	4,062	290,577
セグメント利益	3,933	1,384	1,379	341	2,039	9,077	393	9,471

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットショップの営業、衣料品等の販売業及び保険代理業等であります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容  
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	9,077
「その他」の区分の利益	393
セグメント間取引消去	△2,041
全社費用等（注）	△645
四半期連結損益計算書の営業利益	6,784

(注) 全社費用等は、主に関係会社からの配当収入及び報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第2四半期連結累計期間において「スーパー・マーケット(SM)事業」セグメントでは、閉鎖が予定されている店舗について、61百万円の減損損失を計上しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4月 1 日 至 平成28年 9月 30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4月 1 日 至 平成29年 9月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	110円79銭	91円59銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	5, 663	4, 683
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	5, 663	4, 683
普通株式の期中平均株式数(千株)	51, 115	51, 135
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	110円73銭	91円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	30	24
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ つたものの概要	—	—

(注) 役員向け株式報酬制度に係る三井住友信託銀行株式会社（信託口）が保有する自社の株式は、1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当第 2 四半期連結累計期間において18千株です。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成29年11月 7 日開催の取締役会において、平成29年 9 月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ① 配当金の総額             | 1,075百万円     |
| ② 1 株当たりの金額          | 21円00銭       |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成29年12月 5 日 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

株式会社バローホールディングス

取締役会 御中

### **新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 昌 美 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉 持 直 樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バローホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### **四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### **監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### **監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バローホールディングス及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### **利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。